

令和5年第3回衣浦衛生組合議会定例会（令和5年9月28日開催）

一般質問通告者一覧

通告者及び発言順序は次のとおりです。

発言順序	通告者	質問事項
1	柴口征寛	<p>1 ごみ焼却場について</p> <p>(1) 築28年経過した現在のごみ焼却場の今後のあり方は。</p> <p>(2) 安城市は施設改修により、2052年まで安城市単独運用に決まり、それまでの広域化は不可能となったのでは。</p> <p>(3) 安城市との決裂で、碧南市／高浜市との一部事務組合での今後29年間のごみ焼却場の確保が必須となるのでは。</p> <p>(4) 現行施設の改修により、今後29年間の運用は、無理があるのでは。</p> <p>(5) 新設で今後29年間、施設を持つことを決断すべきでは。</p> <p>(6) 現在の場所における浸水問題、活断層問題については。</p> <p>(7) 2号地多目的グラウンドの民設民営施設を計画した時、代替地としてサンビレッジプールに隣接した用地や碧南市山下町の用地の買収を検討していたようだが。</p> <p>(8) 民設民営は、産業廃棄物と混焼することになり、法令違反である。環境省も産廃混焼施設には補助金の交付は行わないと言っているのでは。</p> <p>(9) 新施設の補助金交付は必ずしも広域化を条件にしてはいないと、環境省は言っているのでは。</p> <p>(10) プラスチックのリサイクルが、ごみ焼却場整備への補助金交付の条件になるのでは。</p> <p>(11) 現在、碧南市と中電とで動いているごみ焼却場の問題、一部事務組合構成市である高浜市として、今後どのように関わっていくのか。</p>

2	山口春美	<p>1 衣浦衛生組合のごみ処理について</p> <p>(1) 愛知県下のごみ処理状況の中で、衣浦衛生組合の順位は。</p> <p>(2) 市民1人当たりごみ量 (g/人・日) 同、家庭ごみ (g/人・日) リサイクル率の高浜市、碧南市の数值は。</p> <p>(3) 高浜市のごみ処理基本計画は2023年が目標年。家庭系ごみ排出量400 (g/人・日) 資源回収量200 (g/人・日) 事業系排出量200 (g/人・日) は達成されているか。現況は</p> <p>(4) 碧南市はごみ処理基本計画の「対策あり」の2023年度、数值である家庭系713.9 (g/人・日) 事業系196.6 (g/人・日) は達成されているのか。リサイクル率19.1%は達成されているのか。</p> <p>(5) 愛知県の2021年度の家ごみ514 (g/人・日) リサイクル率22.3%と比較して見劣りするが、その要因をどう分析しているのか。</p> <p>(6) 今後のごみ減量推進目標は。ごみ焼却場の規模にも関わるもの。科学的な検証と対策が必要では。</p> <p>(7) 事業系ごみの、成分調査をしているのか。実態は資源ごみの混入がないか。</p> <p>2 プラスチック資源循環促進法にどう対応しているのか。環境省は「燃焼はリサイクルではない」との見解だが。</p> <p>(1) 再生プラスチックや再生可能資源 (紙、バイオマスプラスチック等) に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、<u>それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進すること等をプラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向として定めていることを承知しているか。</u></p> <p>(2) 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の<u>再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと (法第6条第1項) についてどう対応していくのか。</u></p> <p>(3) 市町村は、その区域内において<u>プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を策定するよう努めなければならないこと (法第31条第1項第1号) についてどう対応しているのか。</u></p>
---	------	---

		<p>(4) 当該分別の基準をプラスチック使用製品廃棄物を排出する者に周知させるための措置その他当該市町村の区域内において<u>プラスチック使用製品廃棄物が当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと</u>（法第 31 条第 1 項第 2 号）についてどう対応しているのか。</p> <p>(5) 市町村が分別の基準を定めたときは、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、<u>当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならないこと</u>（法第 31 条第 2 項）は、どう徹底されているのか。</p> <p>(6) 改めて、同法律の順守を徹底し、交付金申請に支障のないようにしていくべきでは。</p>
--	--	---